

伊予市週休 2 日確保工事試行要領

令和 7 年 8 月 22 日

伊予市訓令第 19 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）の趣旨に基づき、建設業の就労環境を改善し、中長期的な担い手の確保を図るため、伊予市が発注する工事において週休 2 日確保工事を実施することに対し必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 週休 2 日確保工事 本要領に基づき、週単位（完全週休 2 日（土日））、月単位又は通期で現場閉所による週休 2 日の確保に取り組む工事をいう。

(2) 週休 2 日 次に掲げる状態をいう。

ア 週単位（完全週休 2 日（土日）） 対象期間において、全ての週で現場閉所を土日に指定し、1 週間に 2 日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態

イ 月単位 対象期間において、全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態

ウ 通期 対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態

(3) 対象期間 工事着手日（工事看板設置や起工測量等の現場作業開始日）から工事完了日（後片付けや工事目的物の出来形計測等の現場作業完了日）までの期間をいう。ただし、次に掲げる期間を除く。

ア 年末年始の 6 日間（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）

イ 夏季休暇の 3 日間（土日を除く。）

ウ 工場製作のみを実施している期間

エ 工事全体を一時中止している期間

オ 他工事との工程調整による不稼働期間

カ 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間

キ その他対象として取り扱うことが適当でない期間

(4) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業（内業）を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(5) 週休 2 日の達成判断 週休 2 日確保工事の達成判断は、次のとおりとし、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても現場閉所日数に含めるものとする。

ア 週単位（完全週休 2 日（土日）） 対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所されている状態をいう。1 週間の定義は「月曜日から日曜日まで」を基本とする。なお、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、本試行においては、悪天候等による現場閉所日の振替など受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、受注者において事前に土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

イ 月単位 対象期間内全ての月毎の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5 パーセント（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では 28.5 パーセントに満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、28.5 パーセント以上を達成しているものとみなす。

ウ 通期 対象期間内の現場閉所率が、28.5 パーセント（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。

（対象工事）

第 3 条 週休 2 日確保工事は、伊予市（以下「発注者」という。）が発注する予定価格 500 万円以上の工事を対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事を除く。

(1) 社会的要請等により早期の工事完成が必要と判断される工事（供用開始時期が決められている工事等）

(2) 災害緊急復旧工事（災害の本復旧工事を除く。）

(3) 現場条件又は対象期間の制約が厳しい工事

(4) 対象期間のうち、実作業日数が 1 週間未満の工事

(5) その他週休 2 日確保に取り組むことが適当でないと認められる工事

2 週休 2 日確保工事に取り組むものについては、全て発注時に通期の週休 2 日確保に取り組むことを指定し、発注者は、別に定める「週休 2 日確保

工事の試行に関する特記仕様書」を設計図書に添付し、対象工事であることを明示するものとする。

3 受注後、受注者は発注者と協議のうえ、次の取組に変更することができる。

(1) 週単位（完全週休 2 日（土日））の週休 2 日確保工事

(2) 月単位の週休 2 日確保工事

（現場閉所日の確保）

第 4 条 週休 2 日確保工事に取り組む場合は、原則として、対象期間中の土曜日及び日曜日を現場閉所日としなければならない。

2 受注者は、土曜日又は日曜日に現場閉所ができない場合は、現場閉所日の振替を行うことができる。なお、週単位（完全週休 2 日（土日））の週休 2 日確保工事において、土日に代わる現場閉所日を指定する場合は、同一の週で指定し、1 週間に 2 日間以上の現場閉所を行うものとする。また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週 7 回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っていれば、完全週休 2 日（土日）を達成しているとみなす。

3 受注者（下請けを含む。）は、現場閉所日において、現場での作業を一切行わないこととする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、現場閉所日における作業として扱わないこととする。

(1) 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な対応であるもの

(2) 異常気象時等の緊急時の対応であるもの

(3) 現場見学会等、現場を公開するもの

(4) 発注者の指示によるもの

4 発注者は、特別な理由がある場合を除き、土曜日及び日曜日の作業を指示しないものとする。

（実施方法）

第 5 条 工事請負契約書第 3 条に基づき受注者が提出する工程表は、通期の週休 2 日確保を反映したものとする。

2 受注者は、第 3 条第 3 項の規定により取組を変更する場合は、工事着手日までに協議書により発注者と協議しなければならない。変更した場合は、前項の規定にかかわらず次のとおり実施することとする。

(1) 週単位（完全週休 2 日（土日））又は月単位の週休 2 日確保工事へ変更する場合、工事請負契約書第 3 条に基づき受注者が提出する工程表は、

週単位（完全週休 2 日（土日））又は月単位の週休 2 日確保を反映したものとする。

3 受注者は、工事途中に協議書に理由を記載し通知することで、週休 2 日の取組を次のとおり変更することができる。

(1) 週単位（完全週休 2 日（土日））の週休 2 日確保工事は、月単位又は通期の週休 2 日確保工事に変更することができる。

(2) 月単位の週休 2 日確保工事は、通期の週休 2 日確保工事に変更することができる。

4 受注者は、工事看板等で週休 2 日確保工事である旨を周知するものとする。

5 受注者は、第 4 条第 2 項の規定により現場閉所日の振替を行う場合は、協議書にその理由と振替を行う日を記載し、発注者に通知しなければならない。

6 発注者は、工事変更請負契約に当たっては、あらかじめ現場閉所率を確認するものとする。なお、受注者は、工事日報や K Y 活動日誌等確認に必要な資料を整備し、発注者から請求があった場合は、速やかに提出又は提示しなければならない。

7 受注者は、工事途中において週休 2 日確保工事を取りやめる場合は、その理由を記載した協議書を提出し、発注者の承諾を得なければならない。
（費用の計上）

第 6 条 週休 2 日確保にかかる費用については、計上しないものとする。
（工事成績評定）

第 7 条 通期の週休 2 日確保を達成した工事については、工事成績評定の「工程管理」で加点評価を行う。週単位（完全週休 2 日（土日））又は月単位の週休 2 日確保を達成した工事については、「創意工夫」において追加で加点評価を行う。

2 週休 2 日確保を取りやめた工事であっても、工事成績評定による減点評価は行わない。ただし、明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、「法令遵守等」で減点措置を行う。

（留意事項）

第 8 条 週休 2 日確保工事の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項について留意するものとする。

(1) 工事を一時中止した場合は、週休 2 日が確保できる工期を延期する。

- (2) 週休 2 日の確保を理由とする工期延期は認めないものとする。
- (3) 施工箇所が点在する対象工事の場合は、工事全体として判断する。
- (4) 現場閉所率は少数第 1 位までとし、少数第 2 位を四捨五入とする。
(アンケート調査等)

第 9 条 発注者が週休 2 日確保工事に関するアンケート等を実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後にあっても同様とする。

(その他)

第 10 条 この要領に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

附 則

この訓令は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この訓令は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。